

規制改革実施計画の 要望内容について

(第3回検討項目 抜粋版)

平成29年12月25日
燃料電池実用化推進協議会 (FCCJ)

No.50	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し	P.1
No.51b	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和b（傷の補修不要化）	P.2
No.43	型式承認等に要する期間短縮	P.3
No.54	会社単位での容器等製造業者登録	P.4
No.56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	P.5
No.55	容器等製造業者登録の更新	P.6
No.59	充填可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化处理	P.7
No.34a	水素スタンドの充填容器等における措置の合理化a（直接日光を遮る措置）	P.8
No.33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し	P.9
No.29b	保安監督者に関する見直しb（保安監督者の経験要件の合理化）	P.10
No.29a	保安監督者に関する見直しa（保安監督者の複数スタンド兼任の許容）	P.11
No.25a	高圧ガス販売事業者の義務の見直しa（保安台帳の廃止）	P.12
No.25b	高圧ガス販売事業者の義務の見直しb（販売主任者選任の合理化）	P.13
No.26	水素充填時の車載容器綴舌証票等の確認の不要化等	P.14

関係法令の正式名称と略称

正式名称	略称
（法律）	
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）	高圧ガス保安法
（省令）	
一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）	一般規則
容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）	容器規則
コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）	コンビ規則
国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）	国際容器規則
（告示）	
製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号）	製造細目告示
容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年通商産業省告示第 150 号）	容器規則告示
（通達）	
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20140625 商局第 1 号）	高圧ガス保安法（内規）
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20121204 商局第 6 号） 別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準	一般規則例示基準
容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号） 別添 11 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈	容器規則例示基準
（法律）	
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）	道路運送車両法
（省令）	
道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）	保安基準
（告示）	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）	細目告示 細目告示別添
（民間基準）	
70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128（2014）	技術基準 KHKS 0128

1	項 目	No.50 高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し		
2	実施計画上の記載	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維について、材料に係る規定が必要かどうか結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論	経済産業省
3	関係法令	● 容器保安規則の機能性基準の運用について（通達） 別添 11 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈 高圧ガス保安協会基準 0128 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(2010)		
4	現状の規制と課題	● 型式変更における区分について、「繊維材料又は繊維製造業者」を変える場合、「設計確認試験又は型式試験」から幾つかの試験項目が課されている。 ● 材料については「設計上荷重を分担する繊維」と「設計上荷重を分担しない繊維」の二種類があるが、上記では同等の扱いとされ、「設計上荷重を分担しない繊維」でも耐久性能試験等が要求され、時間とコストがかかっている。		
5	要望内容	● 「設計上荷重を分担しない繊維」についての試験の不要化・簡略化。		
6	見直しの効果	● 容器の開発速度の向上、低コスト化		
7	必要な安全対策	高圧ガス容器の初回の製造時の試験において、あらかじめ表面保護層がない状態での容器を用いて試験を行い合格することで、その後、表面保護層の繊維製造業者の変更が生じた場合でも安全性を確保できるものとする。		
8	希望時期	平成 29 年結論・措置		
9	備 考			

1	項 目	No.51b 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和 b (傷の補修不要化)		
2	実施計画上の記載	燃料電池自動車用高圧水素容器の再検査について、許容傷深さの値以下の切傷であって繊維が露出していない場合には、傷の補修を不要としても安全上問題がないか検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省
3	関係法令	● 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第 17 条第 1 項第 1 号ハ、高圧ガス保安法 容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第 15 条第 1 項第 1 号ロ		
4	現状の規制と課題	● 容器再検査時に傷を認めた場合、容器則では「(イ) …許容傷深さの値以下の切り傷であって、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる」であるが、国際容器則では「…許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる」であり、繊維の露出の有無に関わらず補修が必要とされている。		
5	要望内容	● 国際容器則についても容器則同様、繊維が露出していない場合の取り扱いを同等とする。		
6	見直しの効果	● 再検査時の運用を同じにすることで、検査者の負担が軽減される。		
7	必要な安全対策	容器保安規則と国際相互承認に係る容器保安規則で、それぞれ作製される容器に技術的な違いは無いので、再検査の方法を既に運用されている容器保安規則と一致させるものであるため、従来と変わらず安全は担保されていると考える。		
8	希望時期	平成 30 年結論・措置		
9	備 考			

1	事 項 名	No.43 型式承認等に要する期間短縮		
2	実施計画上の記載	燃料電池自動車用高圧水素容器について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置	経済産業省
3	関係法令	● 容器保安規則第 57 条（容器の型式承認の申請）、第 60 条（試験の申請）（非法令）高圧ガス保安協会 容器等製造業者登録調査マニュアル		
4	現状の規制と課題	● 高圧ガス保安法において、燃料電池自動車用高圧水素容器を量産するためには、工場等ごとに容器等製造業者の登録を受けた後、当該工場等において実施した形式試験の結果に基づき、当該容器について型式の承認を受けなければならない。 ● これに対しては、容器等製造業者の登録に 3 か月、型式試験の実施に 6 か月、型式の承認に 3 か月といったように、量産開始までに 1 年近くの時間を要している。		
5	要望内容	● 容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける。		
6	見直しの効果	● 容器製造業者登録と同時に型式承認認可をいただくことで、工場稼働開始から自主検査が可能となる（約 9 ヶ月 ⇒ 直後）		
7	必要な安全対策	容器等製造業者登録の際に、容器等製造業者登録の内容に変更が生じた場合等は、データを再度取得し、あらためて容器等製造業者登録と型式取得を行うことで、対応可能と考える。		
8	希望時期	平成 30 年内措置		
9	備 考			

1	項 目	No.54 会社単位での容器等製造業者登録		
2	実施計画 上の記載	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省
3	関係法令	● 高圧ガス保安法第 49 条の 5 容器保安規則第 41 条、国際容器保安規則第 31 条(登録の申請手続き)		
4	現状の規制 と課題	● 同一型式の容器を複数工場で並行生産する場合であっても、工場単位で容器等製造業者登録申請及び容器等の型式承認の申請手続きが必要になる。 ● このため、煩雑な申請手続きが求められるだけでなく、工場間で方針管理、検査員認定、内部監査、外注管理などの業務で多くの繰り返しや重複が発生し、非効率となる。また複数工場間での柔軟な生産融通が容易に行えないことになる。 ● なお、道路運送車両法では会社単位での型式承認が認められるため、複数工場間でのフレキシブルな生産管理が可能になっている		
5	要望内容	以下の(1)又は(2)等の措置を講ずる。 ● (1) 高圧ガス保安法第 49 条の 5 を改正し、現行の工場単位での申請に加え、会社単位での申請も認めることにする。 ● (2) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）を改正し、容器保安規則第 41 条及び国際相互承認容器保安規則第 31 条に定める容器等製造業者の登録手続きにおいて、複数の工場又は事業所を対象とした一括申請を認めることを規定する。これにより実質的に会社単位相当の申請が可能になる。		
6	見直しの 効果	● 容器等製造業者登録の申請手続きの簡素化(工場追加毎に 11 か月→0 か月) ● 複数工場間での生産融通など、容器等のフレキシブルな生産管理が可能になる。		
7	必要な安全 対策	高圧水素容器の製造に関する会社単位での製造マニュアルを整備して容器を製造することとなるため、製品の管理体制に違いは無し。同一の安全性を確保した容器を製造することとなると考える。また、万が一不具合が発生した場合でも、製造情報から製品をトレースすることが可能である。		
8	希望時期	平成 30 年結論・措置		
9	備 考			

1	項 目	No.56 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化		
2	実施計画上の記載	製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年までに結論	経済産業省
3	関係法令	● 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第 1 条第 7 号イ、第 8 号イ UN-R134 2.14、2.25 (a)、2.26 (a)		
4	現状の規制と課題	● UN-R134 において定める水素貯蔵システムの認可番号 (approval number) の発行と、国際容器則の型式承認番号の発行の仕組みが異なるため、UN-R134 上は同じ型式の容器であっても、国際容器則では容器製造工場が異なる (自社、生産委託先を含む) 場合、別の番号が附与される可能性がある。 ● 車両の型式申請については、部品番号 (上記の型式番号) を併せて届け出る必要があり、容器製造工場の新設等により、別の番号が附与された場合、仕向地毎の変更申請、認可までの時間など手続きに大きなコストと時間が必要になる。		
5	要望内容	● UN-R134 と同等の運用とする。		
6	見直しの効果	● 型式申請にかかる工数、コストの低減		
7	必要な安全対策	複数の工場で製造される場合でも、トレースシステムにより、どの工場で生産されたかを把握することが可能であり、万が一の不具合が生じた場合であっても対策等が可能なため安全担保は可能と考えられる。(UN R134 においても、製造する容器毎に固有の番号を付けることが義務付けられている。)		
8	希望時期	平成 31 年度中に措置		
9	備 考			

1	項 目	No.55 容器等製造業者登録の更新		
2	実施計画上の記載	容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の登録番号を継続する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省
3	関係法令	● 高圧ガス保安法第 49 条の 9 高圧ガス保安法施行令第 11 条		
4	現状の規制と課題	● 容器等製造業者の新規登録と更新について、高圧ガス保安法、省令（容器保安規則及び国際相互承認容器保安規則）共に別条項で規定されているが、省令における更新の規定は登録の条項をそのまま引用している。このため更新であっても実質的に新規登録と同様の手続き（同じ申請書様式）が求められることになる。 ● 更新であっても新規登録と同じ取り扱いになるために、申請～承認までに数か月の期間を要するとともに、登録番号が変更されることで、変更に伴う手続き等が発生するおそれがある。		
5	要望内容	● 省令改正（容器保安規則及び国際相互承認容器保安規則）等により、更新の規定内容として登録の条項をそのまま引用するのではなく、更新の実態に合わせた規定内容に改める。		
6	見直しの効果	● 更新時に登録番号を継承することができれば、変更に伴う手続き等が不要となる		
7	必要な安全対策	更新時に限らず、品質管理体制、製造設備の変更情報は都度、国へ提出済であるため、常に最新状態を共有化済。また、安全性に関わる工場の監査等は登録番号を継続する/しないにかかわらず実施することで、安全性は担保され则认为します。		
8	希望時期	平成 30 年度措置		
9	備 考			

1	項 目	No.59 充填可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理		
2	実施計画上の記載	事業者案を基に、充填可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車の廃棄方法が安全上問題ないかを検討し、結論を得る。	必要なデータ等が示された場合には、検討開始	経済産業省
3	関係法令	● 一般高圧ガス安規則第 18 条第 2 号へ、第 3 号 一般高圧ガス安規則第 49 条第 1 項第 3 号、第 2 項		
4	現状の規制と課題	● 一般高圧ガス保安規則において、充填可能期間を経過した一般複合容器等については、充填だけではなく、貯蔵及び移動が禁止されており、当該容器を搭載した燃料電池自動車をレッカー車で移動するためには、当該容器から水素を廃棄する必要がある。これに対しては、駐車場や事故現場等におけるガス抜き作業には危険を伴うことも想定されるため、再資源化処理施設までの移動及び移動後の一時貯蔵を認めて頂きたい。		
5	要望内容	● 充填可能期限を経過した複合容器を搭載した FCV においても、再資源化処理のための移動及び移動後の一時貯蔵を可能とする。		
6	見直しの効果	● 充填可能期間を経過した容器が搭載された車両の再資源化処理が適切な作業場所にて安全かつ速やかに実施可能となる。		
7	必要な安全対策	・ 本要望は、期限切れ容器を安全かつ速やかに処理するための課題に関するもの。 ・ 燃料電池自動車の再資源化処理を実施する専門業者には、燃料電池自動車の情報を共有化しており、今後も、継続的に再資源化に関する情報共有化を実施していくことで十分に安全な作業が可能と考えられる。		
8	希望時期	平成 31 年措置		
9	備 考			

1	項 目	No.34a 水素スタンドの充填容器等における措置の合理化 a (直接日光を遮る措置)		
2	実施計画 上の記載	水素スタンドの充填容器等における直接日光を遮る措置について、現行の例示基準と同等の安全性を確保していると認められる措置について検討し、結論を得た上で、可能とする。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置	経済産業省
3	関係法令	● 一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 第 1 項第 1 号（一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 42 号ホ準用） ● 一般高圧ガス保安規則 7 条の 3 第 2 項第 33 号ハ、第 3 項第 1 号（一般高圧ガス保安規則第 6 条第 2 項第 8 号ホ準用） 一般高圧ガス保安規則例示基準 34		
4	現状の規制 と課題	● 充填容器に係る容器置場には直射日光を遮るための措置（不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根）を講じることが求められている。 ● 水素カードルやトレーラーにはその上部に直射日光を遮る覆いが設置されているものもあるが、これらを置く容器置場であっても、例示基準による屋根の設置を求められる場合がある。		
5	要望内容	● 水素カードルやトレーラーに、直接、直射日光を遮る覆いが設置されるなどの現行の例示基準と同等の安全性を確保していると認められる措置についても、屋根の設置に代わる代替措置として認めて頂きたい。		
6	見直しの 効果	● 建設費の削減（不燃性又は難燃性材料による屋根(1000 万円程度:鉄骨等の基礎も含む) の設置が不要となる)		
7	必要な安全 対策	● 屋根の無い容器置場に覆いの無いカードル等を置くことは計画しない。 ● 覆いのないカードル等が配送された場合は返送するか、やむをえない場合は不燃性又は難燃性のシートで覆う代替措置を講ずることでの対応する。		
8	希望時期	● 平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置		
9	備 考			

1	項 目	No.33 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し		
2	実施計画上の記載	水素スタンドにおける締結部及び開閉部からの微量漏えいの取扱いについて、リスクを評価した上で、見直しを検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省
3	関係法令	● 高圧ガス保安法第 63 条(事故届)、第 64 条(現状変更の禁止) ● 一般高圧ガス保安規則第 98 条(事故届) ● 高圧ガス保安法事故措置マニュアル(事故の定義等)		
4	現状の規制と課題	● 高圧ガス保安法のもと、高圧ガスの「噴出・漏えい」は「事故」と定義されている。但し、以下は除くとされている。 ✓ 毒性ガス・可燃性ガス(液化石油ガス、天然ガスは除く)以外のガス ✓ 漏えいの部位が締結部・開閉部 ✓ 漏えいの程度が微量(石けん水を塗布して気泡が発生する程度) ✓ 人的被害のない場合 ● 高圧ガス保安法において、高圧ガス製造者等は、その所有又は占有する高圧ガスについて災害(事故)が発生したときは、事故届を提出することとされている。 ● 事故届提出後の事業再開には都道府県知事の実地調査が必要であり、一定期間水素スタンドを休業することとなる。		
5	要望内容	● 水素スタンドにおいても、漏えいの部位が締結部・開閉部であり、漏えいの程度が石けん水を塗布して気泡が発生する(ガス検知・警報器が発報しない)程度の微量漏えいであり、人的被害がない場合については事故として取り扱わないよう見直す。		
6	見直しの効果	● 水素スタンドの休業期間の短縮・不要化(上記一定の条件での微量漏えいについて「事故届書」が不要になる)		
7	必要な安全対策	● 現状でも以下の安全対策がなされており、事故届の不要化に伴う追加の安全対策は不要と考える。 ✓ 日常点検等において微量漏えいの早期発見に努め、発見した場合、保安監督者の指示により原因・対策検討を行い、早期に適切な措置を行う ✓ 水素スタンドでは、微量漏えい及びその拡大に対してはガス検知器の設置、水素が滞留しない構造、漏れたガスに着火させない構造等の技術基準により火災・爆発の防止に努めている		
8	希望時期	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論		
9	備 考	CNG スタンド、LPG スタンドにおいて微量漏えいは事故から除外されており、保安監督者の指示で適切に対処することにより、安全を確保している。水素スタンドでも同様に保安監督者の指示により対処することで安全レベルは確保できると考える。		

1	項 目	No.29b 保安監督者に関する見直し b (保安監督者の経験要件の合理化)		
2	実施計画上の記載	水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置	経済産業省
3	関係法令	● 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 27 条の 2 ● 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 64 条		
4	現状の規制と課題	● 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者を保安監督者に選任する必要がある（高圧ガス保安法 27 条の 2（保安統括者の選任等））。この一定の経験については、圧縮水素または液化水素の製造に関する 6 ヶ月以上の経験が必要と定められている（一般高圧ガス保安規則第 64 条第 2 項第 5 号（適用除外、適用除外の要件））。 ● 同様に資格と経験が必要な天然ガススタンドの保安監督者の要件は、可燃性ガスの製造に関する経験であり、天然ガスに限定されていない（一般高圧ガス保安規則第 64 条第 2 項第 4 号）。 ● 現在、高圧水素の製造経験は、産業ガス事業者の水素工場勤務又は水素スタンド等での勤務によってしか得ることが困難である。このため、自前の水素スタンドを保有していない新規参入者の場合、保安監督者に必要な経験要件を満たす者を自社では育成できない。このため、新規事業者が参入し難い状況にある。		
5	要望内容	● 水素スタンドでは、水素スタンド毎に、高圧ガス製造責任者免状と、一定の経験を持つ者を保安監督者として選任することが求められており、この一定の経験については、圧縮水素または液化水素の製造に関する 6 ヶ月以上の経験が必要と定められている。この水素スタンドの保安監督者に必要な経験について、可燃性ガスの製造に関する経験を有する場合には、現状の経験内容を見直すなど、経験要件を合理化していただきたい。		
6	見直しの効果	● 有資格者の人材確保にかかる負担の軽減 ● 新規事業者の拡大（水素スタンドの保安監督者の確保が容易となる。）		
7	必要な安全対策	● 可燃性ガス製造に関する 6 ヶ月以上の経験のみならず、水素特有の知識等を合理的に習得する機会（水素スタンド関連の研修等）をも必要要件とする。		
8	希望時期	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置。		
9	備 考	新規参入者の場合、他社スタンド等での水素製造の経験者を確保するか、または他社スタンドで経験を積ませるかなどの必要があり、人件費が上乗せになる。可燃性ガス経験が加味できると、見直し効果としてその費用を抑制できる可能性がある。		

1	項 目	No.29a 保安監督者に関する見直し a (保安監督者の複数スタンド兼任の許容)		
2	実施計画 上の記載	保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省
3	関係法令	● 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 27 条の 2 ● 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 64 条 ● 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）規則第 64 条関係		
4	現状の規制 と課題	● 水素スタンドにおいては、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者を保安監督者に選任し、高圧水素の製造に係る保安を監督させる必要がある（一般高圧ガス保安規則第 64 条）。 ● 保安監督者の選任について、内規では、「それぞれの事業所で 1 名以上選任することとし、代理者選任は不要である。交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある」（内規 一般高圧ガス保安規則第 64 条関係）と定められている。 ● 事業所ごとに 1 名の保安監督者を選任するため過大な人件費を要している。		
5	要望内容	● 水素スタンドでは、水素スタンド毎に、水素の充填に係る保安を監督する者を保安監督者として選任することが求められるとともに、教育や訓練を受けた一般従業員が常駐し、保安監督者との連絡体制を構築することで、水素スタンドの保安を確保している。保安監督者の業務は、一般従業員の保安に係る職務の監督であるところ、一定の条件下であれば、必ずしも水素スタンド毎に保安監督者を選任するのではなく、複数の水素スタンドを兼任することが可能であると考えられる。このため、一定の条件*を満たす水素スタンドでは、保安監督者の複数スタンドでの兼任を可能としていただきたい。 *地理的範囲や保安監督者の経験等の条件		
6	見直しの 効果	● 人件費の削減（保安監督者の人件費約 700 万円を兼任個所で按分可能）		
7	必要な安全 対策	● 一般従業員が常駐し、保安監督者への連絡体制が確保されている。 ● 保安監督者の兼任を許容する条件を設定する。		
8	希望時期	平成 29 年度検討開始		
9	備 考	水素スタンドにおいては、保安統括者・保安技術管理者・保安係員を選任することに替えて、保安監督者が認められている。		

1	項 目	No.25a 高圧ガス販売事業者の義務の見直し a (保安台帳の廃止) [注記：燃料電池自動車に係る保安台帳の廃止]		
2	実施計画上の記載	水素スタンドにおける保安台帳の廃止を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始。平成 30 年度結論、結論を得次第速やかに措置。	経済産業省
3	関係法令	・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 20 条の 6（販売の方法） ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 40 条（販売事業者等に係る技術上の基準） ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）規則第 40 条関係		
4	現状の規制と課題	・ 高圧ガス保安法において、高圧ガス販売事業者は、高圧ガスの引渡し先の保安状況等を明記した保安台帳を備えることが求められている。 ・ 圧縮水素スタンド等（移動式圧縮水素スタンド及び一般高圧ガス保安規則 6 条に基づく定置式製造設備を含む）で燃料電池自動車に水素を充填する場合も、保安台帳を備えることが求められている。 ・ 充填の都度、販売先を管理することは義務付けられていないが、その車両が既に保安台帳で管理されている引渡し先か、新規の引渡し先かを判断するためには、充填の都度、燃料電池自動車のナンバーを台帳と照合する等により確認する必要がある、結果として充填に要する時間が増大している。		
5	要望内容	・ 圧縮水素スタンド等で燃料電池自動車に充填する際には、保安台帳を備えることを不要とする。		
6	見直しの効果	・ 圧縮水素スタンド等における充填作業の効率化により、事業者の管理負担の軽減と、充填作業時間の短縮による燃料電池自動車ユーザーの利便性向上を図ることができる。		
7	必要な安全対策	・ 圧縮水素スタンド等にて充填先が燃料電池自動車の場合、消費方法は燃料として消費されるのみである。また、消費先である燃料電池自動車については、道路運送車両法において保安基準に適合するように維持管理することが求められており保安は担保されている。 ・ 従って、保安台帳を廃止しても一般的な産業用高圧ガスの販売と同等の保安の確保は可能である。		
8	希望時期	平成 29 年度検討開始。平成 30 年度に結論、結論を得次第速やかに措置。		
9	備 考			

1	項 目	No.25b 高圧ガス販売事業者の義務の見直し b (販売主任者選任の合理化)		
2	実施計画 上の記載	保安台帳の廃止に関する検討と併せて、水素スタンドにおける販売主任者の選任の合理化を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始。平成 30 年度結論、結論を得次第速やかに措置。	経済産業省
3	関係法令	・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 28 条（販売主任者及び取扱主任者） ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 32 条第 7 項（保安統括者等の職務等） ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 72 条第二号（販売主任者の選任等） ・ 高圧ガス保安法（販売主任者の選任等）及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）規則第 72 条関係		
4	現状の規制 と課題	・ 高圧ガス保安法において、高圧ガス販売事業者は、保安業務を管理する販売主任者を選任することが求められている。 ・ 圧縮水素スタンドにおいても販売主任者を選任しており、人員確保が負担となっている。		
5	要望内容	・ 販売主任者の業務は、NO.25 a で廃止を要望している保安台帳の管理のみであると考えられるため、保安台帳の廃止と併せて、販売主任者の選任を不要とする。		
6	見直しの 効果	・ 人員確保の負担が不要となるとともに、販売主任者の人件費（約 700 万円／年程度）が削減される。		
7	必要な安全 対策			
8	希望時期	平成 29 年度検討開始。平成 30 年度に結論、結論を得次第速やかに措置。		
9	備 考			

1	項 目	No.26 水素充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化等		
2	実施計画 上の記載	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及 を見据え、水素充填時の車載容器の安全確 認の在り方に関し、車載容器総括証票等の 確認に係る事業者の問題意識と提案を含 む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制 に関する自動車の使用者や水素スタンド 事業者の負担及び水素タンクの安全性確 保の観点から、検討を開始する。	平成 29 年度検 討開始	経済産業省 国土交通省
3	関係法令	・ 高圧ガス保安法第四十八条（容器への充填） ・ 道路興津法第六十二条（整備不良車両の運転の禁止） ・ 道路運送車両法第四十一条（自動車の装置） ・ 道路運送車両の保安基準第十七条 ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 176 条 （第 2 章第 3 節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目） 第 176 条		
4	現状の規制 と課題	・ 高圧ガス保安法において、容器検査に合格した容器以外への高圧ガス充 填は禁止されており、車載容器に水素を充填する際には車載容器総括証 票等の確認が水素スタンド事業者に求められる。 ・ 一方で、燃料電池自動車については、道路運送車両法における保安基準 に有効期限内にある容器が搭載されていることが明記されている。保安 基準への適合は自動車の使用者の義務であり、車載容器総括証票等の確 認も自動車の使用者の義務となる。 ・ 車載容器については、使用者が保安基準に適合することを確認すべき自 動車の「部品」であることを考えると、高圧ガス保安法による水素スタ ンド事業者の「義務」と、道路運送車両法における使用者の「義務」と いう、「義務の二重化」を解消し、通常の自動車と同様に使用者責任に 一本化するのが合理的と考えられる。		
5	要望内容	・ 燃料電池自動車の水素スタンドにおける水素充填時に、水素スタンド事 業者が車載容器総括証票等を確認することを不要とする。		
6	見直しの 効果	・ 水素スタンドにおいて、水素充填毎に車載容器総括証票等を確認するこ とが不要となるとともに、燃料電池自動車における安全性に関する責任 の所在が明確化される。		
7	必要な安全 対策			
8	希望時期	H29 年度中に検討を開始し、H31 年度上期中に結論、当年度中に措置。		
9	備 考			